

令和4年度

定期監査結果報告書

令和5年2月

瀬戸内市監査委員



本報告書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第 9 項の規定により瀬戸内市議会及び瀬戸内市長並びに瀬戸内市教育委員会、瀬戸内市農業委員会に提出するものである。

また、同条第 10 項の規定に基づき、意見を添えて提出する。

令和5年2月

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫

同 小 野 田 光



# 目 次

ページ

第 1	基準に準拠している旨	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の着眼点	1
第 5	監査の主な実施内容	1
第 6	監査の実施場所及び日程	1
第 7	監査の報告基準	3
第 8	監査の結果	4
1	監査の実施状況	4
2	監査の結果の概要	4
3	指摘事項	6
	(1) 法令等に違反していると認められるもの	6
	(2) その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの	17
4	指導事項	24
	(1) 法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの	24
第 9	意見	27
1	意見に至る経緯	27
2	監査委員の意見	28

(注) 報告書においては、該当するものがある場合、以下の基準により表示している。

1 本文及び図表中の比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

2 各表中の符号の用法は、次のとおりである。

「—」・・・・・・・・・・ 該当数値がないもの、算出不能又は無意味なもの

「△」・・・・・・・・・・ 負数

3 本文中の市の例規に係る番号の記載は、原則として、瀬戸内市を表示していない。

(例) 瀬戸内市会計規則（平成16年瀬戸内市規則第46号）

→瀬戸内市会計規則（平成16年規則第46号）

## 第1 基準に準拠している旨

監査委員は、瀬戸内市監査基準（令和2年監査委員告示第2号）に準拠して監査を行った。

## 第2 監査の種類

定期監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査）

## 第3 監査の対象

総務部 危機管理課、財政課  
総合政策部 企画振興課  
市民生活部 裳掛出張所、生活環境課、クリーンセンターかもめ  
福祉部 福祉課、いきいき長寿課  
こども・健康部 健康づくり推進課、福田保育園、長船東保育園  
産業建設部 産業振興課  
農業委員会  
文化観光部 美術館、備前長船刀剣博物館  
消防本部  
上下水道部 上水道業務課、上水道施設課、下水道課  
病院事業部 市民病院、裳掛診療所  
教育委員会 社会教育課、中央公民館、牛窓町公民館、邑久小学校、今城小学校、邑久中学校、邑久幼稚園

## 第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性等

## 第5 監査の主な実施内容

実査、確認、証憑<sup>ひょう</sup>突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査の証拠を入手して監査を実施した。

## 第6 監査の実施場所及び日程

監査期日	対象部局・部署	実施場所
令和4年10月26日(水)	病院事業部 裳掛診療所	裳掛診療所

	市民生活部	裳掛出張所	裳掛出張所
	文化観光部	備前長船刀剣博物館	備前長船刀剣博物館
10月31日(月)	市民生活部	生活環境課	市役所本庁
	教育委員会	今城小学校	今城小学校
		邑久小学校	邑久小学校
		邑久幼稚園	邑久幼稚園
	邑久中学校	邑久中学校	
11月4日(金)	総務部	財政課	市役所本庁
	総合政策部	企画振興課	〃
	病院事業部	市民病院	市民病院
	産業建設部	産業振興課	市役所本庁
	農業委員会		〃
	総務部	危機管理課	〃
	消防本部		消防本部
11月8日(火)	上下水道部	上水道業務課	水道庁舎
		上水道施設課	〃
		下水道課	〃
	市民生活部	クリーンセンターかもめ	クリーンセンターかもめ
	教育委員会	社会教育課	牛窓支所
	文化観光部	美術館	〃
	教育委員会	牛窓町公民館	〃
11月10日(木)	福祉部	福祉課	ゆめトピア長船
		いきいき長寿課	〃
	こども・健康部	健康づくり推進課	〃
		長船東保育園	長船東保育園
		福田保育園	福田保育園
	教育委員会	中央公民館	中央公民館
11月22日(火)	総合政策部	企画振興課	市役所本庁
	市民生活部	生活環境課	〃



## 第7 監査の報告基準

### 1 監査結果の処理区分

監査委員は、瀬戸内市監査結果の処理区分基準（令和2年監査委員告示第3号）において、監査の統一的判断を期すため、監査結果の処理区分を定めている。その監査結果の処理区分は、次のとおり指摘事項、指導事項、勧告としている。

#### (1) 指摘事項

- ア 法令等に違反していると認められるもの
- イ その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

#### (2) 指導事項

- ア 効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの
- イ その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

#### (3) 勧告

監査結果のうち、特に措置を講ずる必要があると認められるもの

### 2 報告等の表現方法

監査委員は、瀬戸内市監査基準第20条第3項に基づき、監査の結果に関する報告等の提出に当たり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めている。そのため、一般的な公文書の表現方法とは異なるものがある。

## 第8 監査の結果

### 1 監査の実施状況

令和4年度の監査対象となる部局は、12部局を選定し、その部局のうち監査対象28部署を選定した。そして、監査期間は、4年9月16日から5年2月10日までとなっている。

定期監査は、全庁的な重点監査事項として、①補助金事務の適正化、②補助金・委託料等を支出し事務局を担っているもの、③寄附物品の受入事務及び管理、④50万円以上の物品の管理状況を設定し、この重点監査事項に係る事務等が関係規程に基づき適正に行われているか、有効性、効率性、経済性及び合規性等の観点から適切か、事務処理上改善する必要がないかなどに着眼して監査を実施した。

監査にあたっては、これら関係書類を確認し書面による質問を実施した。そして、書面による質問への回答を踏まえ、監査対象の部署に対し、対面によるヒアリング及び実査を実施した。

有効性、効率性、経済性、合規性等の観点から実施した監査の結果、是正・改善すべき事項が認められたので、表1のとおり、21部署に対し、10件の指摘、2件の指導を行った。

表1 過去5年間の個別事項の状況

	監査対象 部署数	個別事項対象 部署数	個別事項 計(件)	個別事項の うち指摘事項 (件)	個別事項の うち指導事項 (件)
平成30年度	34	20	8	5	3
令和元年度	34	14	12	7	5
令和2年度	25	16	14	7	7
令和3年度	24	13	14	8	6
令和4年度	28	21	12	10	2

(注1) 元年度までは、指導事項ではなく、意見(要望)事項としていた。

(注2) 1つの個別事項で複数の部署が対象となるものがあるため、計は一致しない。

### 2 監査の結果の概要

#### 【指摘事項10件】

#### (1) 法令等に違反していると認められるもの

ア 直接収納した現金について、規則で定める期間を超えても払込みを行っていない又は払

込先が指定金融機関でないなど、規則に違反しているもの（企画振興課 外13部署 6・7 ページ参照）

イ 出納員や現金取扱員について、規則で定める者以外の者が直接収納を行っている又は出納員から現金取扱員への委任がなされていないなど、規則に違反しているもの（危機管理課、企画振興課、裳掛出張所、クリーンセンターかもめ、福祉課、いきいき長寿課、健康づくり推進課、福田保育園、長船東保育園、美術館、消防本部、中央公民館 8～10 ページ参照）

ウ 寄附を受けた物品が適切に記録、報告されておらず、規則に違反しているもの（備前長船刀剣博物館 11 ページ参照）

エ 市が寄附を受けた物品の取得決定の手続きが適切になされておらず、規則に違反しているもの（消防本部 12・13 ページ参照）

オ 市の物品を貸し出すにあたり、必要な手続きを行っていないことは、規則等に違反しているもの（社会教育課 14 ページ参照）

カ 複数年度にわたる事業について、必要な手続きを行わないまま物品を購入しており、法令等に違反しているもの（社会教育課 15 ページ参照）

キ 市の組織に対して補助金を交付することについて、規則等に違反しているもの（消防本部 16 ページ参照）

(2) その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

ア 要綱等を定めた上で、補助金等を交付するよう是正する必要があるもの（福祉課、中央公民館 17 ページ参照）

イ 任意団体の事務局を市が担っているものや、事務局を担う必要がある場合、職務に専念する義務の免除を受ける手続きを行う必要があるもの（危機管理課、企画振興課、生活環境課、福祉課、健康づくり推進課、産業振興課、美術館、消防本部、社会教育課、中央公民館、牛窓町公民館 18～21 ページ参照）

ウ 備品台帳に、市が所有する備品が適切に記録、管理されておらず、適正を欠いているもの（危機管理課、企画振興課、福祉課、いきいき長寿課、健康づくり推進課、福田保育園、長船東保育園、産業振興課、美術館、消防本部、社会教育課、今城小学校、邑久中学校、邑久幼稚園 22・23 ページ参照）

【指導事項2件】

(1) 法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

ア 市の特別職の職員で非常勤のもの活動に対して補助金等を支出することについて、検討する必要があるもの（生活環境課、健康づくり推進課 24・25 ページ参照）

イ 補助金を交付している任意団体から市が業務委託を受けていることについて、透明性を確保するよう検討する必要があるもの（産業振興課 26 ページ参照）

### 3 指摘事項

#### (1) 法令等に違反していると認められるもの

##### ア 企画振興課 外 13 部署

直接収納した現金について、規則で定める期間を超えても払込みを行っていない又は払込先が指定金融機関でないなど、規則に違反しているもの

瀬戸内市会計規則<sup>1</sup>（平成 16 年規則第 46 号。以下「規則」という。）によると、会計管理者、出納員又は現金取扱員は、納入義務者から直接収納したときは、特別な事情がある場合を除くほか、当日又は翌日に公金払込書に現金又は証券及び領収済通知書を添えて指定金融機関に払い込まなければならないとされている。

そこで、監査対象部署の令和 4 年度における収納金の取扱いについて監査したところ、公金の収納金取扱いがある 16 部署のうち 12 部署が、直接収納後、翌日までに払込みを行っていなかった。また、16 部署のうち 8 部署が、収納代理機関や支所窓口等、指定金融機関以外の金融機関等に払込みを行っていた。（表 2 参照）

したがって、市は、各部署で収納した現金を早急に収納し、盗難等のリスクを回避するため規則に則った適切な運用をすることが重要であるにもかかわらず、大半の部署でこれを遵守できていないことは適切とはいえず、事故防止の観点からも速やかに現金を指定金融機関に払込み、その後に経理を行う等、運用方法を改善する必要がある。

このような事態が生じたのは、規則と各部署の実態が乖離し、運用上の問題が生じていたにもかかわらず、規則の改正や運用の見直し等、適切に収納金を管理するための仕組みを見直さないまま取扱いを続けたためと認められる。このため、各部署における実態を把握するとともに、リスクを回避し安全性を担保しつつ、業務の効率性を勘案した上で、適正な実務が可能となるよう、例規等の整備や、収納金の取扱方法について全庁的に検討する必要があると認められる。

さらに、今般の盗難事件を受け、現金を取扱う部署においては、より厳重な公金の管理に努め、これまで以上に法令・社会規範・倫理を遵守することを職員に徹底するとともに、特に現金の取扱いにおいては施錠を行ったことで安心するのではなく、施錠後の鍵の管理方法についても再度検討し、速やかに指定金融機関に払込みをするための体制を整備した上で、やむを得ず現金を翌日に持ち越す場合の保管体制の強化や盗難等の未然防止のための対策等、様々な角度から全庁的な内部統制を図り、盗難の再発防止に努める必要があると認められる。

<sup>1</sup> 瀬戸内市会計規則第 17 条第 2 項

なお、現金等の盗難防止の観点から、本監査における該当部署名は列挙していない。

表2 直接収納した現金の入金時期及び払込先の状況

	指定金融機関のみで払込み	指定金融機関とその他の払込場所を併用	その他の払込場所のみで払込み	合計
所定日数内に払込みを行っている部署	2	1	1	4
上記を超えて払込みを行っている部署	6	0	6	12
合計	8	1	7	16

**イ 危機管理課、企画振興課、裳掛出張所、クリーンセンターかもめ、福祉課、いきいき長寿課、健康づくり推進課、福田保育園、長船東保育園、美術館、消防本部、中央公民館**

出納員や現金取扱員について、規則で定める者以外の者が直接収納を行っている又は出納員から現金取扱員への委任がなされていないなど、規則に違反しているもの

地方自治法<sup>2</sup>（昭和 22 年法律第 67 号）では、市の会計事務は会計管理者がつかさどることとされており、会計事務には現金の出納及び保管も含まれている。そして、会計管理者の事務の補助をさせるため、出納員その他の会計職員を置くこととされ、出納員その他の会計職員は、市長の補助機関である職員のうちから、市長が命ずるとされている。出納員は、会計管理者の命を受けて現金の出納又は保管の事務をつかさどり、その他の会計職員は上司の命令を受けて会計事務を行うこととされ、市長は、会計管理者から出納員に会計事務の一部を委任させ、さらに、出納員から出納員以外の会計職員に、出納員が会計管理者から委任を受けた会計事務の一部を委任させることができることとされている。

瀬戸内市会計規則<sup>3</sup>（平成 16 年規則第 46 号。以下「規則」という。）では、その他の会計職員として現金取扱員等を必要な部署に置くこととし、市長は、会計管理者に命じてその事務の一部を出納員に委任させ、また、出納員に命じてその事務の一部を現金取扱員に委任させ、出納員から現金取扱員への委任事項は、出納員が指定するとされている。さらに、各部署の出納員は、部署により課長、館長、支所長等をもって充て、現金取扱員は職員をもって充てるとされている。

そこで、一般会計及び特別会計に属する現金の収納等を行う監査対象部署における出納員から現金取扱員への委任状況について監査したところ、出納員から現金取扱員への委任がなされていないもの 1 部署、出納員から現金取扱員への委任事項の指定がなされていないもの 4 部署、規則で定められた委任者でない者が委任を行っているもの 4 部署、規則上現金取扱員の配置がないにもかかわらず、現金取扱員を配置しているもの 3 部署、規則で定められた出納員以外の者を出納員としているもの 1 部署、現金取扱員として指定している者と実際の現金取扱者が異なるもの 3 部署が見受けられた。（表 3 参照）

この事態について、事例を示すと次のとおりである。

<sup>2</sup> 地方自治法第 170 条及び 171 条

<sup>3</sup> 瀬戸内市会計規則第 3 条及び第 4 条

<事例 1> 出納員から現金取扱員への委任がなされていないもの

健康づくり推進課は、現金の出納等を行う現金取扱員について、出納員がその事務の一部を現金取扱員に委任するとされているにもかかわらず、具体的な委任事項を定めているが、実際には委任を行わないまま現金取扱員に現金を取り扱わせていた。

<事例 2> 出納員から現金取扱員への委任事項の指定がなされていないもの

規則で定められた委任者でない者が委任を行っているもの

福祉課は、出納員から現金取扱員への委任事項について、規則では保健福祉センター使用料、その他税以外の収納金についての収納及び保管事務について、出納員が指定するものを委任するとされているにもかかわらず、委任事項は規則に規定しているとして、出納員による委任事項の指定を行わないまま現金取扱員に現金を取り扱わせていた。

また、規則では、出納員から現金取扱員への委任を市長の命を受けた出納員が行うこととされているにもかかわらず、市長から現金取扱員への委任を行っていた。

<事例 3> 規則上現金取扱員の配置がないにもかかわらず、現金取扱員を配置しているもの

企画振興課は、出納職員等の配置について、規則では出納員のみが配置されており、現金取扱員が配置されていないにもかかわらず、出納員以外の職員に現金を取り扱わせていた。ただし、これは出納員指定表で現金取扱員が配置されていない課についても、職員をもって充てると規定されている規則内の齟齬によるものと考えられる。

<事例 4> 規則で定められた出納員以外の者を出納員としているもの

美術館は、出納員の配置について、規則では出納員は館長をもって充てるとされているにもかかわらず、文化観光課長を出納員として会計事務を行っていた。

<事例 5> 現金取扱員として指定している者と実際の現金取扱者が異なるもの

クリーンセンターかもめは、現金の出納等を行う現金取扱員について、出納員が 1 名の職員を現金取扱員として指定しているにもかかわらず、実際には現金取扱員として指定されていない会計年度任用職員に手数料授受等の現金の出納

を行わせていた。

したがって、市は、規則に定められた会計管理者や、出納員からの委任その他の手続きを適切に行わないまま職員に会計事務を行わせたり、規則の中に齟齬があるまま施行を続けたりすることは、規則に違反しており、是正する必要があると認められる。

このような事態が生じたのは、市が会計事務を行うにあたり、法令等に基づき適正に必要な事務を行う必要があるという認識が欠けていたためと認められる。

なお、令和4年度に企画振興課において、公金の紛失事件が生じた一因には、出納員及び現金取扱員について、職員の認識不足や、規則の内容と現状が一致しないまま運用している状況等も考えられることから、早急に全庁的な状況を調査し、地方自治法の趣旨を踏まえ、規則改正等について検討する必要があると認められる。

さらに、中央公民館は、監査の最終段階になって、監査委員に当初に説明した事項の訂正を申し出てきた。市においては、監査当初から、現状に基づく正しい説明を監査委員に行うよう求める。

表3 規則の内容に対する不備等の状況

	出納員から現金取扱員への委任がなされていないもの	出納員から現金取扱員への委任事項の指定がなされていないもの	規則で定められた委任者でない者が委任を行っているもの	規則上現金取扱員の配置がないにもかかわらず、現金取扱員を配置しているもの	規則で定められた出納員以外の者を出納員としているもの	現金取扱員として指定している者と実際の現金取扱員が異なるもの
クリーンセンター かもめ						●
危機管理課				●		●
消防本部				●		
美術館					●	
福祉課		●	●			
福田保育園		●	●			
長船東保育園		●	●			
いきいき長寿課		●	●			
健康づくり推進課	●					
企画振興課				●		●
合計	1	4	4	3	1	3



## ウ 備前長船刀剣博物館

### 寄附を受けた物品が適切に記録、報告されておらず、規則に違反しているもの

寄附により取得した物品（以下「寄附物品」という。）の価格と、重要物品の範囲及び報告については、瀬戸内市物品管理規則（平成 16 年規則第 52 号。以下「規則」という。）に定められている。

規則<sup>4</sup>によると、寄附物品にあつては評価価格を物品の価格とすることとされており、評価価格が 50 万円以上の物品を重要物品とするとされている。また、課に物品管理者を置き、物品管理者は課長をもって充て、供用する備品について備品台帳を整備しなければならないとされている。

しかし、備前長船刀剣博物館の寄附物品について監査したところ、寄附物品 1 点の評価額が 3,000,000 円の重要物品であるにもかかわらず、評価額が 0 円と登録され、重要物品となっていなかった。（表 4 参照）

このような事態が生じたのは、市が所有する物品について、登録時にその内容に誤謬がないかを確認し、登録後にあつても定期的に現物と備品台帳を確認するなど適正に記録、管理を行うという認識が欠けていたことなどによると認められる。

したがって、市が所有する物品が正確に記録、管理されていないことは規則に違反しており、早急に是正する必要があると認められる。

なお、市が作成している地方自治法施行規則<sup>5</sup>（昭和 22 年内務省令第 29 号）に規定する財産に関する調書には、評価価格が 50 万円以上の物品が重要物品として掲載されることとなっているが、令和 3 年度の財産に関する調書にこの寄附物品は掲載されていなかった。

表 4 金額誤謬により重要備物品として登録されていなかったもの

No.	所属名称	取得日	品名	規格	備品台帳の金額（円）	実際の評価額（円）	物品の有無
1	備前長船刀剣博物館	令和 3 年 7 月 1 日	太刀	73.7 cm 長光(棟 善博作)	0	3,000,000	有
合計					0	3,000,000	

<sup>4</sup> 瀬戸内市物品管理規則第 7 条、第 8 条、第 12 条及び第 22 条

<sup>5</sup> 地方自治法施行規則第 16 条の 2

## エ 消防本部

市が寄附を受けた物品の取得決定の手続きが適切になされておらず、規則に違反しているもの

物品の管理については、瀬戸内市物品管理規則（平成 16 年規則第 52 号。以下「規則」という。）に定められている。

規則<sup>6</sup>によると、寄附により物品を取得しようとするときは、取得の決定の手続を執らなければならないとされている。また、寄附による物品の取得を決定したときは、寄附物品受領書を寄附申込者に交付するものとされている。

そこで、定期監査対象部署が令和 2 年度及び 3 年度に寄附を受けた物品（以下「寄附物品」という。）について監査したところ、消防本部は、寄附物品について、その取得を決定した際に寄附申込者に交付するものとされている寄附物品受領書を交付していなかった。（表 5 参照）

したがって、市が寄附物品の受入れにあたり交付するものとされている寄附物品受領書を交付していないことは規則に違反しており、是正する必要があると認められる。

このような事態が生じたのは、寄附物品について、規則に基づき適切に受入れするという認識が欠けていたことによると認められる。

なお、今回の寄附物品の登録にあたり、耐用年数が経過していると推測されることを理由に評価価格を 0 円として備品を登録しているものが見受けられた。しかし、公会計制度の導入に伴い、寄附物品の登録が固定資産台帳にも影響を与える可能性があることから、前年度の定期監査においても指摘したとおり、寄附物品の評価価格が適正であるかどうか、全庁的に共通した評価基準で評価価格を判定する方法や取得手続等を定めたマニュアル等を作成するなど、寄附物品の受入れに係る実務上の運用について改善する必要があると認められる。

表 5 寄附物品受領書を交付しないまま受入れしていた寄附物品

取得日	処理状態	品名又は規格	数量
R3. 3. 9	寄附	折たたみ椅子	100
R3. 3. 10	寄附	事務椅子（肘かけ付）	15
R3. 3. 10	寄附	更衣ロッカー	7
R3. 3. 10	その他取得	更衣ロッカー	1

<sup>6</sup> 瀬戸内市物品管理規則第 14 条

R3. 3. 10	寄附	物品棚	1
R3. 3. 10	寄附	事務椅子 (肘かけ付)	1
R3. 9. 10	寄附	リトルアン QCPR	1
R3. 9. 10	寄附	AED トレーナー3	1
R3. 9. 10	寄附	リトルベビーQCPR	1

## オ 社会教育課

市の物品を貸し出すにあたり、必要な手続きを行っていないことは、規則等に違反しているもの

社会教育課は、令和 3 年度に給与管理ソフトウェアを 33,000 円で購入している。

瀬戸内市物品管理規則<sup>7</sup>（平成 16 年規則第 52 号。以下「規則」という。）によると、物品は、貸付けを目的とするものを除くほか、貸し付けてはならず、貸し出すときは、相手方から物品借用書を徴さなければならないとされている。

そこで、同課が購入した給与管理ソフトウェアを確認したところ、規則に規定されている物品借用書を徴することなく邑久スポーツ公園等の指定管理者である特定非営利活動法人瀬戸内市体育協会に貸し出していた。

したがって、物品を貸し出すにあたり、物品借用書を徴していないことは、規則に違反していると認められる。

なお、市が貸与を目的として物品を購入する場合においても、指定管理者制度により施設の管理等を委任されている団体自体の運営に必要な物品と、指定管理者制度の対象となる施設の運営に必要な物品とは明確に区分した上で、その可否を判断する必要があると認められる。

---

<sup>7</sup> 瀬戸内市物品管理規則第 27 条

## カ 社会教育課

複数年度にわたる事業について、必要な手続きを行わないまま物品を購入しており、法令等に違反しているもの

地方自治法<sup>8</sup>（昭和 22 年法律第 67 号）によると、普通地方公共団体の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わり、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない（以下「会計年度独立の原則」という。）とされている。また、会計年度独立の原則の例外として、履行に数年度を要するものについては、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたって支出することができる（以下「継続費」という。）とされ、歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる（以下「繰越明許費」という。）とされている。さらに、歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、債務を負担する行為を行うには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない（以下「債務負担行為」という。）とされている。

社会教育課は、邑久 B&G 海洋センターに防犯カメラを設置するため、令和 3 年 12 月 1 日に入札を実施し、4 年 2 月 28 日を納入期限として 2,112,000 円で機器を購入する契約を、3 年 12 月 14 日に締結していた。

そこで、購入された機器の内訳を確認したところ、機器の中に、この機器の入札時には予算確保ができていない工事の履行完了後に使用する機器が含まれているにもかかわらず、同課は、機器の購入にあたり継続費、繰越明許費、債務負担行為等のいずれの手続きも行っていなかった。

したがって、市が、複数年度にわたる事業を行うにあたり、必要な手続きを行っていないことは、法令等に違反していると認められる。

---

<sup>8</sup> 地方自治法第 208 条、第 212 条、第 213 条及び第 214 条

## キ 消防本部

### 市の組織に対して補助金を交付することについて、規則等に違反しているもの

消防本部は、令和3年度に、瀬戸内市少年婦人防火委員会に対し、少年婦人防火委員会事業費補助金50,000円を交付している。

瀬戸内市補助金等交付規則<sup>9</sup>（平成16年規則第44号。以下「規則」という。）によると、市は、市以外の団体又は個人に対して交付する補助金、交付金、助成金等（以下、これらを合わせて「補助金等」という。）を交付するとされている。また、瀬戸内市少年婦人防火委員会規則<sup>10</sup>（平成17年規則第29号）によると、瀬戸内市における自主防災組織の結成、育成及び防火防災活動の推進を行う機関として、瀬戸内市少年婦人防火委員会（以下「委員会」という。）を設置するとされている。

しかし、消防本部は、委員会は市が設置した組織であるにもかかわらず、市以外の団体又は個人に対して交付することとされている補助金を委員会に交付していた。

したがって、市が市の組織に対して補助金等を交付していることは規則に違反しており、市の予算の執行は、原則、会計管理者の確認を必要としていることから、市の組織である委員会に係る経費を直接予算化するなど是正する必要があると認められる。

---

<sup>9</sup> 瀬戸内市補助金等交付規則第2条及び第5条

<sup>10</sup> 瀬戸内市少年婦人防火委員会規則第1条

## (2) その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

### ア 福祉課、中央公民館

要綱等を定めた上で、補助金等を交付するよう是正する必要があるもの

瀬戸内市補助金等交付規則<sup>11</sup>（平成 16 年規則第 44 号。以下「規則」という。）によると、市は、市以外の団体又は個人に対し、補助金、交付金、助成金、利子補給金及び事業共催の場合の負担金並びにその他相当の反対給付を受けない給付金（以下、これらを合わせて「補助金等」という。）を交付するとされ、補助金等を交付するにあたっては、補助金等の名称、交付の目的、交付の相手方、交付の対象となる事務又は事業の内容及び補助金等の額又は率を定めたものを告示する（以下「要綱等」という。）こととされている。

そこで、監査対象部署が令和 3 年度に交付した補助金等 222 件、計 4,626,318,386 円を監査したところ、要綱等を定めないまま補助金等を交付していた事例が 2 件、計 859,064 円見受けられた。（表 6 参照）

表6 要綱等の定めがないまま交付されていた補助金等一覧

部署名	補助金等の名称	交付額（円）
福祉課	岡山県建設国保組合助成金	65,000
中央公民館	文化があふれるまちづくり委員会負担金	794,064
計		859,064

このように、市は、要綱等を定めた上で補助金等を交付する必要があるにもかかわらず、要綱等を定めないまま補助金等を交付していたことは規則に違反しており、適正を欠いていると認められる。

したがって、市は、透明性を確保し、市民への説明責任が果たせるよう、真にやむを得ない場合を除いて、要綱等を定めて補助金等を交付するよう改善する必要があると認められる。

なお、監査委員は、平成 30 年度定期監査結果報告書及び令和 2 年度定期監査結果報告書において、要綱等を定めず補助金等を交付していることについて改善の必要があると指摘してきた。しかし、未だ改善に至っていないことから、市は、部署固有の問題としてではなく、市全体の問題として、要綱等の制定状況を再度確認する必要があると認められる。

<sup>11</sup> 瀬戸内市補助金等交付規則第 2 条第 1 号、第 3 条第 1 項及び第 5 条

## イ 危機管理課、企画振興課、生活環境課、福祉課、健康づくり推進課、産業振興課、美術館、消防本部、社会教育課、中央公民館、牛窓町公民館

任意団体の事務局を市が担っているものや、事務局を担う必要がある場合、職務に専念する義務の免除を受ける手続きを行う必要があるもの

職員の職務については、地方公務員法<sup>12</sup>（昭和 25 年法律第 261 号）では、職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない（以下「職務専念義務」という。）とされている。

また、瀬戸内市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例<sup>13</sup>（平成 16 年条例第 36 号）によると、あらかじめ任命権者等の承認を得れば職務専念義務を免除されることができるとされ、瀬戸内市職員服務規程<sup>14</sup>（平成 16 年訓令第 17 号）によると、職務に専念する義務の免除を受けようとするときは、職務専念義務免除申請書を提出して承認を受けなければならないとされている。

市の委託契約については、瀬戸内市契約規則<sup>15</sup>（平成 16 年規則第 50 号。以下「契約規則」という。）によると、相手方が契約の給付を完了したときは、必要な検査をしなければならないとされている。

市の補助金については、瀬戸内市補助金等交付規則<sup>16</sup>（平成 16 年規則第 44 号。以下「交付規則」という。）によると、市は、市以外の団体又は個人に対して交付する補助金、交付金、助成金等（以下、これらを合わせて「補助金等」という。）の交付の申請があったときは、書類の審査等を行い、交付の決定を行うものとされている。そして、事業等が完了し、実績報告書等が提出されたときは、書類の審査等を行い、事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容等に適合するかどうかを確認することとされている。

そこで、令和 3 年度に、市が任意団体の事務局を担っているもの 25 件（表 7 参照）について、市からの事業委託や補助金交付の状況及び本来任意団体の事務局が行うべき会議資料作成や開催案内などの庶務事務及び経理事務（以下、これらを合わせて「経理事務等」という。）への職員の従事状況を監査したところ、次のような事態が見受けられた。

---

<sup>12</sup> 地方公務員法第 35 条

<sup>13</sup> 瀬戸内市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第 2 条

<sup>14</sup> 瀬戸内市職員服務規程第 18 条

<sup>15</sup> 瀬戸内市契約規則第 54 条

<sup>16</sup> 瀬戸内市補助金等交付規則第 2 条、第 7 条及び第 18 条



<事例1>市が業務を委託している団体の事務局を市が担っているもの

社会教育課は、3年度に、瀬戸内市青少年健全育成推進事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）と委託契約を締結し、委託料400,000円を支出している。そして、同課は、市の業務としてこの実行委員会の事務局を担っている。

しかし、市が直接実施するよりも、市以外の団体に委託して実施させるほうが効率的であるから委託事業としているにもかかわらず、受託先の任意団体である実行委員会の事務局を市が業務として担っており、また、職務専念義務の免除の手続きが必要かどうかの確認も行っていなかった。さらに、相手方が契約の給付を完了したときは、必要な検査をしなければならないとされているにもかかわらず、市が市側の委託契約事務及び会計事務と、実行委員会側の委託契約事務及び経理事務等の両方を担っており、自身が行った業務に対し、自身が検査し委託料を支払う状況となっていた。

<事例2>市が補助金を交付している団体の事務局を市が担っているもの

企画振興課は、3年度に、瀬戸内市移住交流促進協議会（以下「協議会」という。）に対し、移住交流促進協議会補助金2,400,000円、移住・定住・交流推進支援事業費補助金2,000,000円及びリモートワークタウン構築事業費補助金3,400,000円を支出している。そして、同課は、市の業務としてこの協議会の事務局を担っている。

しかし、交付規則により、市は、事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容等に適合するかどうかを確認する必要があるにもかかわらず、市が協議会への補助金等の交付事務と、補助金の申請事務を含む協議会の経理事務等の両方を担っており、また、職務専念義務の免除の手続きが必要かどうかの確認も行っていなかった。

このように、市は、委託事業の委託者と受託者や、補助金等の交付者と申請者が同一であることについて、事業の履行確認や補助金支給事務に係る公正性及び透明性を担保する観点から、改善する必要があると認められる。

さらに、委託料や補助金等を支出している任意団体の業務を市が担うことは、当該任意団体に対し、金銭のみならず役務も提供しているということであり、自ら事務局を担っている他の任意団体からみると、公平性の確保などの観点から適正でなく、むしろ任意団体の自立を阻害する要因となっており、改善する必要があると認められる。

このため、受託団体や補助団体の事務局を担う担当部署は、事務局の経理事務等を担う必要があるかどうか再度検討し、市が実施する必要がある事業については、経費を直接予算化することなども含め検討する必要があると認められる。

また、市は、補助金等や委託料を支出した上で、やむを得ず市が任意団体の事務局を担う必要があると整理した場合のために、職務専念義務の免除の承認の要否の基準を設けることや、経理事務等の団体固有事務と市の事業の内容や量を明確に区分すること、任意団体の経理事務等に係る規程等の整備をすることなどにより、本来任意団体が行うべき固有事務は任意団体に実施させ、役務の提供を受けない任意団体や市民が納得し、職員が安心して職務に従事できる環境にしていく必要があると認められる。

なお、担当部署において事務局を担う必要があると判断した場合においても、職員が経理事務等を執行している以上、金銭等の紛失や盗難等の事故や不祥事が発生すれば、公金の場合と同様に信用失墜等の影響を市に及ぼすこととなるため、任意団体の預金通帳等を管理することの必要性については再度検証する必要がある。特に、預金通帳と届出印を同一箇所に保管している事務局が散見されたため、これについて改善する必要があると認められる。

表7 3年度に市が任意団体の事務局を担っているもの

NO.	部署名	団体名称	事務局従事職員数(人)	年間事務従事延べ時間(時間)	市からの補助金等支出の別
1	危機管理課	瀬戸内市交通安全母の会	1	280	補助金
2	危機管理課	瀬戸内市幼児交通安全クラブ	1	120	補助金
3	企画振興課	瀬戸内市移住交流促進協議会	1	310	補助金
4	生活環境課	瀬戸内市環境衛生協議会	3	10	補助金
5	福祉課	瀬戸内市民生委員児童委員協議会	2	1,000	補助金
6	健康づくり推進課	瀬戸内市愛育委員協議会	1	800	補助金
7	健康づくり推進課	瀬戸内市栄養改善協議会	1	700	補助金
8	産業振興課	瀬戸内市地域農業再生協議会	2	1,937	補助金
9	産業振興課	瀬戸内市鳥獣被害防止対策協議会	1	775	補助金
10	瀬戸内市立美術館	瀬戸内市立美術館 オリーブ会	2	50	—

11	消防本部	瀬戸内市防火協会	4	30	—
12	消防本部	瀬戸内市少年婦人防火委員会	4	15	補助金
13	消防本部	瀬戸内市消防職員互助会	5	10	—
14	消防本部	備前地区消防連絡協議会	3	10	負担金
15	社会教育課	瀬戸内市教育支援活動運営委員会	5	100	委託料
16	社会教育課	FOS少年団連盟	5	500	補助金
17	社会教育課	瀬戸内市青少年健全育成推進事業実行委員会	5	200	委託料
18	社会教育課	成人式実行委員会	5	50	委託料
19	社会教育課	岡山県青少年育成県民会議瀬戸内地区連絡協議会	5	150	負担金
20	社会教育課	瀬戸内市青少年相談員連絡会	5	50	その他
21	社会教育課	瀬戸内市青年団	5	15	補助金
22	社会教育課	瀬戸内市スポーツ少年団	5	100	補助金
23	中央公民館	文化があふれるまちづくり委員会	1	800	負担金
24	中央公民館	邑悠学級	1	1,286	その他
25	牛窓町公民館	牛窓いきいき学級	2	900	その他
合計			75	10,198	—

**ウ 危機管理課、企画振興課、福祉課、いきいき長寿課、健康づくり推進課、福田保育園、長船東保育園、産業振興課、美術館、消防本部、社会教育課、今城小学校、邑久中学校、邑久幼稚園**

備品台帳に、市が所有する備品が適切に記録、管理されておらず、適正を欠いているもの

市は、物品の出納、保管及び処分等について、瀬戸内市物品管理規則（平成 16 年規則第 52 号。以下「規則」という。）に基づき行っている。

規則<sup>17</sup>によると、市は、物品のうち、備品については、品名規格や取得金額等を記載した備品台帳を整備し、照合、点検及び実態の把握をしなければならないとされている。

そこで、監査対象部署が令和 2 年度及び 3 年度に備品購入費により購入した備品のうち、420 件、取得金額計 155,941,145 円について監査したところ、備品台帳への登録ができていないもの 26 件、2,018,217 円、実際の取得金額より過小な額を取得金額として登録していたもの 5 件（実際の取得金額と備品台帳へ登録した取得金額の差額計 117,046 円）、実際の取得金額より過大な取得金額を登録していたもの 32 件（実際の取得金額と備品台帳へ登録した取得金額の差額計 14,373,170 円）、備品台帳の登録が重複していたもの 1 件、20,680 円、誤った取得日を入力していたもの 1 件、81,400 円、機構改革による所管換えを行ったにもかかわらず、所管替え前の部署で登録を行っていたもの 6 件、685,840 円が見受けられた。（表 8 参照）

したがって、市が所有する備品が適切に記録、管理されていないことは適正を欠いており、是正する必要があると認められる。

---

<sup>17</sup> 瀬戸内市物品管理規則第 22 条

表8 備品台帳上適切に登録がなされていなかったもの

要件	部署名	件数	台帳上の価格 (円)	購入額 (円)	登録に誤謬が あった額 (円)
登録漏れ	危機管理課	8	—	622,314	△ 622,314
	福田保育園	2	—	160,000	△ 160,000
	長船東保育園	5	—	449,537	△ 449,537
	消防本部	2	—	149,600	△ 149,600
	社会教育課	2	—	23,100	△ 23,100
	今城小学校	1	—	375,540	△ 375,540
	邑久中学校	2	—	148,940	△ 148,940
	邑久幼稚園	4	—	89,186	△ 89,186
小計		26	—	2,018,217	△ 2,018,217
登録金額 過小	福祉課	1	214,700	308,000	△ 93,300
	いきいき長寿課	1	82,800	89,180	△ 6,380
	社会教育課	1	62,700	68,970	△ 6,270
	邑久幼稚園	2	110,963	122,059	△ 11,096
小計		5	471,163	588,209	△ 117,046
登録金額 過大	危機管理課	3	4,009,500	257,400	3,752,100
	企画振興課	1	269,500	53,900	215,600
	福祉課	1	247,500	82,500	165,000
	いきいき長寿課	4	1,330,340	665,170	665,170
	健康づくり推進課	11	3,482,017	1,467,235	2,014,782
	長船東保育園	7	1,563,000	379,800	1,183,200
	産業振興課	1	3,119,072	389,884	2,729,188
	美術館	1	731,500	146,300	585,200
	社会教育課	3	3,515,140	452,210	3,062,930
小計		32	18,267,569	3,894,399	14,373,170
二重登録	消防本部	1	41,360	20,680	20,680
取得日誤入力	長船東保育園	1	81,400	81,400	81,400
旧所管部局で登録	福田保育園	6	685,840	685,840	685,840

## 4 指導事項

### (1) 法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

#### ア 生活環境課、健康づくり推進課

市の特別職の職員で非常勤のもの活動に対して補助金等を支出することについて、検討する必要があるもの

地方自治法<sup>18</sup>（昭和 22 年法律第 67 号）によると、市は、市の委員会の非常勤の委員、その他市の非常勤の職員に対し報酬を支給しなければならないとされ、報酬の額等は、条例で定めなければならないとされ、地方公務員法<sup>19</sup>（昭和 25 年法律第 261 号）によると、特別職とは、法令又は条例、市の規則若しくは市の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会の構成員の職で臨時又は非常勤のもの等とされている。

また、瀬戸内市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例<sup>20</sup>（平成 16 年条例第 41 号。以下「条例」という。）では、委員会の非常勤の委員等の報酬の額等が定められている。

そして、瀬戸内市補助金等交付規則<sup>21</sup>（平成 16 年規則第 44 号）によると、市は、市以外の団体又は個人（以下「団体等」という。）に対し、補助金を交付するとされている。

そこで、令和 3 年度に、市が交付している補助金について監査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### <事例 1>

生活環境課は、条例に報酬等が規定された市の職員である環境衛生委員のみで構成された瀬戸内市環境衛生協議会に対し、市以外の団体等に対し交付することとされている補助金 160,000 円を交付していた。

#### <事例 2>

健康づくり推進課は、条例に報酬等が規定された市の職員である愛育委員のみで構成された瀬戸内市愛育委員協議会に対し、市以外の団体等に対し交付することとされている補助金 580,000 円を交付していた。また、愛育委員同様市の職員である栄養委員のみで構成された瀬戸内市栄養改善協議会に対し、市以外の団体等

<sup>18</sup> 地方自治法第 203 条の 2

<sup>19</sup> 地方公務員法第 3 条第 3 項

<sup>20</sup> 瀬戸内市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第 1 条

<sup>21</sup> 瀬戸内市補助金等交付規則第 2 条及び第 5 条

に対し交付することとされている補助金 436,000 円を交付していた。

したがって、市は、市以外の団体等に交付することとされている補助金を、市職員のみで構成された団体に交付していることは適切でなく、その支出について検討する必要があると認められる。

なお、条例に定めのある他の委員については、その活動に係る費用が市予算に計上されていること、また、地方公共団体の予算の執行は、原則、会計管理者の確認を必要としていることなどから、市は、非常勤の特別職の職員である環境衛生委員、愛育委員及び栄養委員の活動に必要な経費を直接予算化するなど、非常勤の特別職の職員の活動経費のあり方について検討する必要があると認められる。

さらに、生活環境課は、当初、監査委員に対し誤った内容を説明しており、監査委員の指摘により正しい内容が説明された。市においては、今後、現状を正しく把握し、事実関係の確認を十分行った上で、監査委員に対し説明を行うよう求めるものである。

## イ 産業振興課

補助金を交付している任意団体から市が業務委託を受けていることについて、透明性を確保するよう検討する必要があるもの

産業振興課は、令和3年度に、瀬戸内市地域農業再生協議会（以下「協議会」という。）に対し、農業再生協議会補助金4,624,000円を支出している。そして、同課は、協議会と経営所得安定対策推進事務（以下「受託業務」という。）に関する委託契約を締結し、3,528,286円を受領している。さらに、同課は、協議会の事務局を担っている。

瀬戸内市補助金等交付規則<sup>22</sup>（平成16年規則第44号。以下「規則」という。）によると、市は、市以外の団体又は個人に対して交付する補助金、交付金、助成金等（以下、これらを合わせて「補助金等」という。）の交付申請があったときは、書類の審査等を行い、交付の決定を行うこととされている。そして、事業等が完了し、実績報告書が提出されたときは、書類の審査等を行い、事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容に適合するかどうかを確認することとされている。

同課は、規則により事業の成果が補助金等の交付の決定の内容等に適合するかどうか確認する必要があるにもかかわらず、補助金等の交付事務に携わる市の担当部署と協議会の事務局の双方を市が担う状況となっていた。

また、協議会は、市から補助金等を受けた事業の一部を、受託業務として市に委託発注しており、その履行を確認する協議会の事務局と、受託業務を実施すべき市の担当部署の双方を市が担う状況となっていた。

したがって、市が任意団体に対し補助金等を支出しているにもかかわらず、その任意団体の事務局を市の業務として担うこと、市が補助金等を交付した事務費の中から市への委託事務に係る費用を支出すること、さらに、市が業務として事務局を担っている補助金交付団体から同一部署に業務を委託することは、補助金等の審査等の中立性や、受託業務に関する透明性の確保の観点から適切ではなく、改善するよう検討する必要があると認められる。

---

<sup>22</sup> 瀬戸内市補助金等交付規則第2条、第7条及び第18条



# 令和4年度定期監査結果報告書添付意見

## 第9 意見

### 1 意見に至る経緯

監査委員は、リスクの内容及び程度を勘案するなどした上で、監査対象を抽出して監査している。令和4年度定期監査は、4年9月16日に重点監査事項を決定し、この重点監査事項に係る事務等が、関係規程に基づき適正に行われているか、効率性、経済性又は有効性の観点から適切か、事務処理上改善する必要があるかなどに着眼して監査を実施したところ、次のような状況が見受けられた。

補助金の交付について、市以外の者に交付することとなっている補助金を、規則に違反し市の組織に交付している例や、特別職の職員のみから構成される団体の活動に対して交付するなど、交付について合規性の観点から疑義が残る例などが見受けられた。

また、市が補助金等や委託料を支出しながら、補助金等交付先や受託先の事務局を市が担っていたり、補助金等交付団体から市が委託料を得て事業を受託したりしているものなどがあり、効率性や公正性、透明性などの点から、課題があるものが見受けられた。同様に、事務局を担うにあたり、地方公務員法の職務専念義務との関係を整理し、その見解について検討、整理しておくことが必要であるが、それらが不十分なものが見受けられた。

次に、財産の管理について、過去から継続して誤りがあったことを意見している。しかし、今年度の定期監査においても、市が所有する物品が正確に記録、管理されていないものや、取得その他の手続きがなされていないものが見受けられた。

さらに、公金等の取扱い等について、収納した現金が規則どおりに指定金融機関へ払込まれていないものが多数見受けられた。また、出納員や現金取扱員等について、規則に不備があったり、各部署での運用に不備があったりするものが見受けられた。

なお、監査項目以前の問題として、監査に関する資料の提出を依頼し、その事実を確認する中で、市が事実の確認等を行わないまま監査委員に誤った報告等を行い、その内容を二転三転させたり、事実の最終確認段階になって初めて最初の事実報告等が誤っていたと訂正の申し出を行ってきたものなどが見受けられた。

## 2 監査委員の意見

監査委員は、各部署から提供された情報や、確認した事実を基に監査を実施している。正しい情報が提供されなければ、正しい監査結果を導き出すことはできない。監査の目的は、市の行財政運営について、健全性及び透明性の確保に寄与し、また、事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資することである。これを踏まえ、市は、事実を隠蔽することなく、現状を正しく把握し、事実関係の確認を十分行った上で、監査委員に対し、包み隠さずありのままの情報を提供し、過誤のないよう回答していただきたい。

監査委員は、監査等の結果にあたり、適正で効率の良い事務が実施できるよう、従前から指摘事項等により、市の財務事務については是正や改善を求めている。

しかし、今年度も、過去指摘したものと類似した事案が見受けられた。また、事業を実施するにあたり、適法性、公平性よりも、前例を踏襲することのみを根拠にしていたり、事務の進めやすさを中心に行っている事案も見受けられた。

については、監査等の結果に基づいて、次の点に留意し改善することを望むものである。

まず、令和4年度に公金の盗難事件が発生した。今後、二度とこうした事件が起きることのないよう、内部統制を図り、公金を厳重に管理する必要がある。そのために、現金の速やかな払込み、現金保管庫等の鍵を出納員等が適正に管理し、第三者に容易に入手させないための体制整備、人事異動後の鍵の交換、施錠の暗証番号の変更による内部犯罪への対策など、現状から考え得る盗難リスクを回避する必要がある。また、瀬戸内市会計規則等により取扱いを規定しているが、現行の規定では、かえって払込みが遅延し、盗難発生リスクが高まるケースも見受けられる。市は、全庁的に現金の保管や収納の現状を把握した上で、これらのリスク回避と安全性、業務効率等を勘案しながら、現金を取扱部局に貯め置かないようにすること、現金の取扱いに必要となる人員を適正に配置できるようにすること等について、規則等とその運用の両面を改善する必要がある。あわせて、市は、現金を取り扱う職員に対し、その責任範疇を認識させ、責任の所在を明らかにしておくことが必要である。

次に、補助金の交付について、市の組織など、本来補助金の交付対象とならない者に補助金を交付していないか、本質は補助金であるにもかかわらず、名称を補助金以外のものとするなどで要綱の作成を省略できるものと誤認し運用していないか等、全体的に確認を行い、是正していく必要がある。

また、市が補助金の交付や業務の委託を行っているにもかかわらず、同時にその団体の事務局を担っていることは、当該団体へさらに役務を提供していることである。このため、事務局を担うことについての必要性を再度検討し、それ以外の団体や市民から疑念を抱かれることのないように、課題を整理する必要がある。なお、検討した結果、やむを得ず事務局を

担う場合、その基準等を作成するなど、適法性について十分に勘案の上、判断基準を明確にしていく必要がある。

さらに、物品の管理について、この数年指摘を続けているが、記録等を確認する仕組みが有効に機能していないと言わざるを得ない状況である。公会計による財務諸表には固定資産台帳が含まれており、決算後、これを早急かつ適正に作成し、分析することで、毎年費用を投じて作成している財務諸表を市の現状把握や将来経営に活かすことが可能となる。そのためにも、市は、固定資産台帳作成の基礎となる物品管理の重要性を職員に周知した上で、事務の流れを整理し、適切に管理できるよう体制を整える必要がある。

最後に、市は、監査等の結果を横断的にとらえ、潜在するリスクに対応する必要がある。そのためには、監査委員に指摘される前に、進んで内部統制を行い、組織全体を調査し、リスクを把握した上で例規等の改正を含めた対応を行うなどし、市が自ら効率的で、公正性、透明性を確保できる環境に改善していくことを求めるものである。